

平安初期における蝦夷の「帰化」

——「俘囚」身分の固定をめぐる——

菅 澤 庸 子

論要旨

蝦夷の「帰化」は主に平安初期の東北戦争後に全国に移配された蝦夷が対象とされ、彼らは「俘囚」という帰化した化民でありながら公民身分ではない存在とされた。この中途半端な身分は移配を始めた延暦期に帰化概念の変化があったため、また当初から夷狄身分を残す意図があったためと解されている。この時期の対蝦夷政策の意味を俘囚の公民化方針を示した延暦二十年格と弘仁七年勅を軸に再考し、俘囚身分の固定化に至る経緯を探った。

延暦二十年は蝦夷と同じく「夷狄」とされた隼人の公民化が完了した年でもある。延暦二十年格は、官人階層など国内階層の再編を行っていた桓武政権が「夷狄」に対する方針を示したものと考えられる。嵯峨天皇はこれを根本的指針として受けとめ、弘仁七年勅で引用するところとなった。弘仁七年勅は可能な者から公民の実質が伴った形にしていこうことを意図したものと思われる。公民化政策は嵯峨が没した承和年間以降、ほぼ見られなくなる。中間的身分の固定に至る起点は、中央政権側に公民化を推し進める明確な意図が見られなくなった承和年間といえる。

はじめに

「帰化」は歴史用語であると共に、現代でも法律用語として存在する生きた言葉である。勿論現代法律用語の「帰化」は「国籍を取得する」という行為のみを示し、思想的な概念を有さない。しかし古代から存在する言葉である以上、それぞれの時代において様々な意味が付されてきた歴史がある。近代における日本の植民地支配にあたり、朝鮮支配を正当化する歴史的な理由付けの一つに利用されたのはよく知られるところである。

あろう。「帰化」の歴史的用法を近代日本のように歪曲した形で解するのを避けるためにも、それぞれの時代における実態や概念を明らかにすることは、現代的な意味をもつといえる。

本稿では古代律令制国家における「帰化」について、今まで主として論の対象とされてきた朝鮮半島や中国大陸からの渡来者ではなく、列島内の「夷狄」（政治的に異民族とされた人々）である蝦夷を取り上げる。彼らは日本の律令では当初「帰化」の対象外とされていたが、平安時代初期の延暦年間から「帰化」の対象となったことを示す記事が見受けられる。延暦期は古代律令制社会の矛盾に対して様々な改革方針が示された時期にもあたり、新王統を意識したといわれる桓武天皇のもと、官人階層の再編もなされた。「帰化」もまた身分、階層の変化の一つと考えれば、この時期は「夷狄」への意識に変化の生じ得る時期と捉えることができる。

蝦夷の「帰化」は主に平安初期の東北戦争の後に全国に移配された蝦夷が対象とされ、彼らは「俘囚」¹という帰化した化民でありながら公民身分ではない中間的な存在として、平安時代に存在したことが知られている。平安初期の延暦年間に「帰化」の対象となった彼らが中途半端な形に固定されたのはどのような経緯によるものか。本稿では、移配蝦夷（俘囚）に対して公民化方針の示された延暦二十年の格と弘仁七年の勅を軸に、考察を試みる。

本論に入る前に次章で、律令制下の帰化概念について律令で蝦夷が属する部類とされた「夷狄」に対する延暦年間の身分移行の経緯への道のりを中心に概観し、これまでの研究史から本稿の定めた論点の所在について述べることにする。

一 律令制下における「帰化」概念と蝦夷の「帰化」——問題の所在——

古代日本の律令という法制下における「帰化」、即ち王化に帰した「化内人」と「化外人」の法的区別は「実質的には籍帳類を基盤とした個人身支配をもとになされていた」²とされる。人身支配を基礎に統治を定める律令制下、個人にあつては人身把握の台帳である戸籍に付した上で国家が管する土地台帳に沿って田地が班給される。また調庸を課す単位課民としても統治される。これらの行政処置の対象となり得ると認められ、かつ帰属の意志をもって自ら帰降した者が「帰化人」とみなされた³。

さて律令制の本宗である唐では、化外の民が「帰化」するにあたって化内人に「なり得る者」と「なり得ない者」の別は無い。しかし日本の

律令の場合、その別が存在する。即ち「なり得る」対象として「蕃国」朝鮮半島諸国および「隣国」唐からの人々、「なり得ない（想定外）」対象として境界地域に住する「夷狄」蝦夷、隼人などが置かれていた。⁴当初このように「帰化」の対象外とされていた「夷狄」への対応に変化が訪れたのは、平安初期の延暦年間である。⁵

1 延暦年間における「夷狄」への対応変化

延暦十九年（八〇〇）、「夷狄」の一つ隼人は班田の給付を受け、同二十年（八〇一）に朝貢停止の命が下された。これは事実上の公民化と解されている。

公民は戸籍に編附された編戸民であり、課役を負担する理念的に天皇の宣命の対象となる人々である。古代の日本では律令用語として存在する「百姓」の語に於いて多く使用された。古代社会の構成について論じた吉村武彦氏は、日本の律令制社会を「縦座標」と「横座標」の社会関係から論じているが、公民は吉村氏のいう「縦座標の社会関係」官人—百姓—奴婢等の「百姓」に当たる。百姓には「公民」以外に課役を忌避した逃亡人である「浮浪人」も存在する。口分田を班給される公民は、口分田を与えられない浮浪人に対して「土人」と呼ばれていた。一方の「横座標の社会関係」は対外意識を媒介にした関係である。ここでは公民は、隼人が属していた「夷狄」と対比される「王民」「化民（化内人）」即ち天皇の王化の及ぶ統治地域内の民に属する。王民は縦座標にいう官人、百姓と重なりとされる。

さて、八世紀初めの段階で既に戸籍に付されていた隼人は、実態としては「百姓」と同等の人身支配を受け同等の生業（田地農耕）を営みながらも、その後の班田支給策に強い抵抗感を示していたため班田給付がなされずにいた。律令税制から外れた「隼人の調」と称される税負担及び六年ごとの朝貢を課される状況が続いていたのである。朝貢は統治地域外の集団が天皇に示す礼のあり方である。

即ち、律令制公民統治の基本である班田の給付を延暦十九年に受けて公民税制の田租を収める班田民、調庸負担を担う課民となった隼人は、翌二十年に統治地域外集団の礼である朝貢を停止されたのである。さらに律令制国家成立期にあたる天武朝に名づけられた政治的呼称である「隼人」の名で、南九州の住民を称することはなくなった。⁹この完全なる公民身分への移行を別の観点でいえば、律令で想定外とされていた隼人の「帰化」が成った、といえよう。

さて隼人の身分が公民へと変化した画期である延暦二十年、いま一つの「帰化」想定外の蝦夷に対しても身分変換に関する検討がなされてい

たことが指摘されている。即ち、弘仁七年（八一六）勅の引く延暦二十年格に、いわゆる東北との三十八年戦争で諸国に移配された蝦夷（俘囚）に対して田租徴収が懸案となったが延期した旨が記されているのである（『類聚国史』卷一九〇風俗俘囚 弘仁七年十月辛丑条）。三年前の延暦十七年（七九八）には、移配蝦夷（俘囚）に対する調庸徴収を当代は免じて次の子の世代に延期・実施とする官符も出されている（延暦十七年四月十九日付太政官符『類聚三代格』卷十七所収）。この当時諸国に大量に移配されたとされる蝦夷（俘囚）は、税制的にみて「公民」である班田民、調庸課民として当初みなされていたことが知られる。

なんとならば田租徴収にはそもそも班田給付の実態がなければならぬ。そして班田給付や調庸徴収実施の前提条件として人身把握のための台帳（それが戸籍の形態を備えていたかどうかは現時点では不詳）に付されていたことが考えられる。¹⁰この段階で諸国移配の蝦夷（俘囚）は少なくとも税制上、公民と同等の行政対応が図られていた。即ち実際に機能したか否かは別として、公民化され得る対象、「帰化」され得る対象と目されていたといえる。この頃から彼らは史料上では「化に赴いた」「帰化」した存在として記されてもいる。¹¹

しかし実際は朝廷の当初の思惑とは異なり、百年後の十世紀初めに編纂された『延喜式』に諸国から移配蝦夷（俘囚）の生計に当てる禄として「俘囚料」が計上されていることから周知の通り、移配蝦夷（俘囚）は律令制にもとづいた班田民にも調庸の課民にも一部を除いて大勢としてなりえなかったとされる。彼らは九世紀末編纂の『類聚国史』では「風俗部」に分類され、統治「内」でありながら公民とは異なる集団、即ち「教化」対象集団とされている。

その一方で奥羽にいる蝦夷には蝦夷爵という律令体制内とは異なる体系の位階が与えられ公民とは別集団と明示されていたのに比べ、俘囚は蝦夷爵ではなく律令体制内位階の対象とされていた。九世紀初めの弘仁年間には公民と同等の賑給受給対象にもなっている。

平安初の延暦年間「帰化」対象となり、実際「帰化」した存在と史料で記されているにもかかわらず、移配蝦夷（俘囚）はなぜ上記のような中途半端な存在となったのであろうか。

2 俘囚の中途身分に関する先行研究と論点の所在

「帰化しても公民、百姓身分にならない」俘囚という半端な身分が存在したことに關しては、（1）九世紀当時の「帰化」概念のあり方との関連でみる考え方と（2）公民身分ではない即ち「夷狄」の身分把握が継続されていると捉える考え方の二通りが提示されている。両者とも示唆

に富む論である。以下、論旨の要約をした上で、私見を述べてみたい。

(1) 「帰化」概念のあり方からみる論

(1) は田中史生氏の論である。¹²⁾ 田中氏は「俘囚が班田・調庸賦課の対象となっても公民化、百姓化を意味しなかった」という後述の伊藤循氏の説を踏襲した上で、そうだとすると「帰化」という表現は税徴収の同一性のもとのとなり、「従来の身分制と直結した「帰化人」の受け入れとは異質のもの」「帰化人」の国家的受け入れの意識が従来のものとは変わりつつあることをも暗示」と指摘した。また、「帰化」する者は「教化」を被ってくる者という従来の意識と比べて「内の「野心」を改めずとされる俘囚、夷俘をも「帰化」と称した」この時期、「帰化」という概念はその根本が揺らいでいた」と結論づけた。

田中氏が引いた「「野心」を改めず」の部分は、延暦十七年(七九八)四月十六日付太政官符(『類聚三代格』卷十七所収)からの引用である。これは前節でも触れたように移配蝦夷(俘囚)の調庸徴収を実施したが滞ったため当代は免じて次の子の世代に延期することを述べた官符で、免除は未だ「野心」を改めず「旧俗」を持ち続ける彼らに対して「花俗」に慣れさせるための措置と記されている。

この官符は移配蝦夷(俘囚)を調庸制実施対象としていた事を示す最も早い史料である。初めから無理と想定して行なうはずはないから、当初はある程度の目算があったのであろう。実際この時の移配対象となった胆沢地方の蝦夷は基本的に農耕民であったと指摘されている。¹³⁾ 行政的に公民と同等の税制に対応し得る集団と認識、即ち既に公民の俗「花俗」と同じ風俗にある(化している)と見なされていたからこそ、調庸制対象にされていたと思われる。即ち「教化」を被ってくる者と意識して公民税制の対象としたが、予想に反して彼らは「野心」を改めていなかった。従来の「帰化」概念の通り対応したが、結果がついてこなかったということではなかろうか。

これ以降、次章で述べるように移配蝦夷(俘囚)に対して公民化を促す格や勅が出される。劇的变化が見られない実情にあわせて「延期」を示す格(延暦二十年格)であったり、改めて施行を命じた勅(弘仁七年勅)に対しても諸国から「延期」が申請されたりであった。しかし示された方針は「変更」ではなくあくまで「延期」であり、後述するように実現にむけての「教化」策が幾度となく布告されている。「帰化」した者としてあるべき姿に近づける諸策が延暦から弘仁・天長年間にかけて取られていたのである。

これは田中氏のいう「国家的受け入れの意識が従来のものとは変わりつつあること」を示すものともいえる。しかし意識や概念の変化という

よりむしろ、実態が伴ない得ることの確認より先に身分移行策を示すという施策のやり方に、変化が見られると捉えられる。この時期の移配蝦夷(俘囚)に対するあり方は、戸籍に付され百姓の実態を既に持ちながらも夷狄身分とされた奈良時代の隼人に対するそれとは大きく異なる。これが桓武天皇という王統や身分統制などにおける新体制を強く意識した天皇の延暦年代に示されていることを考えれば、桓武政権の特異性こそ、その真因をみるべきではなからうか。

本稿では、律令制下の「帰化」概念は移配蝦夷(俘囚)の「帰化」記事が見受けられる延暦年代にあっても変化はなかったと考える。

(2) 「夷狄」身分把握が継続されているとして捉える論

(2) は伊藤循氏の論である。¹⁴ 伊藤氏は移配蝦夷(俘囚)に対して調庸制、班田制が実施されたもののそれは共同体的諸関係の動揺から発した班田制、調庸制の性格の変化によるものであり、九世紀の俘囚は「百姓ではなく現実の夷狄としての性格を刻印されたまま」で「班田・調庸賦課の対象となっても公民化、百姓化を意味しなかった」。さらに「夷狄をふくむ社会構造を令制国単位に創出していくことに俘囚移配の重要な意味があった」とする。背景として、現実の夷狄として蝦夷を規定する部分に変動はなく、むしろそれを政治的に固定して強調する施策がとられていたという。

伊藤氏が王権側に「夷狄」と規定する認識に変化がなかったとする根拠として第一に挙げるのは、「一貫して彼らが戸籍支配の対象となり得なかった」ことである。即ち、奈良時代から存在していたのは個々の名を連ねる身分台帳という形態であり、弘仁二年(八一)諸国に進上が命じられた俘囚計帳もこの身分台帳を前提として作成された可能性が高いという。

これに対して、平安初期の調庸制実施時に公民と同じ計帳に登録されていたとし、弘仁二年の俘囚計帳は公民と異なる諸禄給付のための台帳と見なされるので、この時に移配蝦夷(俘囚)は通常の計帳から外されたとする見解が鈴木拓也氏から提示されている。¹⁵ 次章で述べるように私見では前後の政策状況からみて、鈴木氏の見解のほうが自然と思われる。

伊藤氏の指摘するように九世紀に移配蝦夷(俘囚)が戸籍支配に編成されていたことを示す明証はないが、公民と同等の個人身支配(公民と同じ計帳という形など)の存在を示す説もある以上、「一貫して戸籍支配の対象となり得なかった」と断定することはできないのではなからうか。

また、伊藤氏は王権側に已然として「夷狄」と規定する認識に変化がなかったもう一つの根拠として、班田制調庸制の対象となりながら平民と区別されたり、「夷狄」と称されて「夷狄身分として把握されている」ことを指摘している。

たしかに伊藤氏がこれらの例としている史料をよむと、平民とは別の特別な配慮が必要な存在として述べられていたり（『類聚国史』卷一九〇風俗俘囚 弘仁四年十一月庚午条）、公式な国府からの解に彼らを「夷狄」と称しており（同上書同卷 弘仁八年九月丙申条）、提示史料の時期に彼らを夷狄視する意識が存在していたと思われる。ただ、両史料とも移配蝦夷（俘囚）に対する公民化施策（弘仁四年は教化策、弘仁八年は田租徴収に関する施策）を示す史料であり、施策の目的は「夷狄」的な状況からの移行のほずである。即ち公民化策の長期滞りの原因を移配蝦夷（俘囚）側に求めて殊更夷狄視する意識は生じていたとしても、王権側で積極的に「夷狄」的な性格や状況を継続させ、身分として固定させようとする意図は、少なくとも両史料からは認められない。

弘仁年間において王権側に移配蝦夷（俘囚）を「夷狄」視する認識が存在したことは重要な指摘であるが、めざすべき政治指針として彼らを「夷狄身分」に固定することが存したかは断定できないと思われる。

先述の戸籍編付に関する解釈も含めて考えるに、移配蝦夷（俘囚）の夷狄的な要素の残る中途半端な身分は当初から意図されていたというよりは、結果として中途段階で固定されてしまったといえるのではなからうか。

以上「帰化」した移配蝦夷（俘囚）の中途半端な存在における先学の論に私見を加えて考察をおこなった。これまでの研究による視点としては、「帰化」概念のあり方からみるものと、公民身分ではない「夷狄」身分把握が継続した点に重きをおいてみるものがあつたが、それらについての私見は次のとおりである。

移配蝦夷を「帰化」として扱った延暦期の時点において「帰化」概念自体に変化があつたとは思われず、むしろ身分移行の実態整備以前に方針を先行して明示するという施策のやり方に変化が見られると思われること。「夷狄」身分把握の継続は「帰化」とみなした当初から意図していたとは考えられず、施策の停滞から結果的に夷狄として取り扱う意識が生じたと思われること、である。

「帰化」概念自体に変化があつたために中途半端な形での身分が生じたのではなく、当初から政治的な意図で「夷狄」身分を継続・維持しようとした為に変形した「帰化」となったのではないとすれば、「帰化」した移配蝦夷（俘囚）の中間的で特殊な身分は当初意図したものでなく、結果

として中途段階で固定されてしまったものと見なし得る。

本稿ではこの見解に立った上で、その固定はいつが起点となったのかという点に着目したい。次章、移配蝦夷(俘囚)に対して公民化方針の示された延暦二十年格と弘仁七年勅を軸に、考察を試みてみることにしよう。

二 弘仁七年勅の認識について

延暦年間に「帰化」の対象となった移配蝦夷(俘囚)が中間的な身分に固定されたのはどのような経緯によるものか。本稿が考察の軸とした延暦二十年格と弘仁七年勅は、共に田租徴収に関するものである。前者は次代以降の政権に実施を託すとし、後者はそれを受けての実施という方針を示している。「帰化」を身分制と直結したものとした律令制下において、田租徴収は「公民身分」の基本・班田支給と大きく関わるものである。二度の格と勅、特に公民化政策がまだ滞った状況下で出された弘仁七年の勅には、当時の政権側の認識を知るヒントが含まれていると思われる。順を追ってみていくこととしよう。

1 延暦二十年格

弘仁七年勅の前提になっているのが延暦二十年格である。一般に移配蝦夷(俘囚)に対する班田支給を文献上確認できるのがこの格とされ、注目されている史料である。格の全文は残っておらず弘仁七年勅の引用部分からその存在が知られている。格引用の弘仁七年の勅と史料を挙げよう。

『類聚国史』卷一九〇風俗俘囚 弘仁七年(八一六)十月辛丑条

勅 延暦廿年格云「荒服之徒 未練風俗 押馴之間 不収田租 其徴収限待後詔」者。

今夷俘等 帰化年久 漸染華風。宜授口分田經六年已上者 従収田租。

史料中「」で囲った部分が延暦二十年格である。文中の「荒服」とは中国の聖天子・禹に帰した地を徳の及ぶ五種の範囲で示したものの一つで、儒教の経典『尚書』禹貢篇に記載されている。「荒服」は天子の住む王城から五百里ずつ離れた地域、五ランクの最も遠い地域にあたる。範囲である五百里内の王城に近い三百里は恩徳で繋ぎ止める領域、王城に遠い二百里は流罪人の地とされている。徳化の及ぶ最も遠い地ではあるが外蕃ではなく、徳化の及ぶ「化内」である。¹⁶⁾

その「荒服」の地に住む者として帰降した移配蝦夷（俘囚）をあて、「風俗に練れない（慣れない）」状況であるが恩徳で繋ぎ止め得るとして馴れるまでの猶予を与え、徴収の期限を後代の天皇の詔に待つこととした、という内容になっている。

一章で述べたように、律令税制にのっとった田租という形で耕田からの収穫を徴収するには、同じく律令規定にのっとった口分田支給がされていることが前提となる。そして耕作による生活基盤が整って初めて田租が徴収され得る。延暦二十年格から察するに、班田支給後まだ田租徴収をなし得る状況ではなかったようである。格ではその理由を移配蝦夷（俘囚）側が「未だ風俗に練れない」為だとし、彼らの風俗が耕田従事に馴れるまでの猶予という「恩徳」を与えたという理屈である。

その三年前の延暦十七年の状況を四月十六日付太政官符（『類聚三代格』卷十七）から見ると、移配蝦夷は「恒に旧俗を存し未だ野心を改めず」という状態で、当時大宰府管内で調庸を徴収しようとしたが困難であった。ゆえに官符では子の世代まで実施を延期し、諸国も同様の処置とするようにと令している。わずか三年前の状況から鑑みて、二十年の格発布の頃なお、官符にあった大宰府管内のみならず諸国でも不安定な状況からの劇的好転がみられなかったであろう。¹⁷⁾

さて、延暦十七年に示された対応策として次世代からの調庸徴収実施、即ち子が課民年齢の十八歳に至るまでの延期となったということは、状況の改善まで最大十八年近い猶予が必要と判断されたといえる。公民の生業・田作による生活安定の上での調庸徴収であろうから、田租徴収が可能な状況は調庸徴収より早い段階といえないこともない。しかし調庸徴収に十八年近い猶予が必要とみなされた時点から三年しか経っていない延暦二十年に、田租徴収が政策上の議題にあがったのはなぜか。前年十九年の班田実施に対応する指針を示す必要があったことが第一であろう。さらにここで注目されるのが、十九年の班田年において隼人に初めて班田支給が実施されたことである。

隼人は翌二十年に朝貢停止が令され、公民化が完了したとされる。律令制下の身分規定で蝦夷と同じ夷狄と位置付けられていた隼人の公民化が完了した同年に、公民に対する律令税制の基盤となる田租の徴収（前提として班田支給も意味する）が移配蝦夷（俘囚）に対して懸案事項に

のぼったことは注目に値する。

即ちこのことには、それまでの律令で「夷狄」身分に規定されていた者について政権としてどう対処するか、という視点が窺えるように思われるのである。延暦年間を治世とする桓武天皇の時代は、良賤間の子の良民改定¹⁸や官僚階層のカバネ姓の再編¹⁹、氏族ごとの本系帳提出など²⁰、被支配階層と官僚階層の把握を改めて行なっている時期である。この政策の流れの中で考えるに、延暦二十年格の示す内容は単に班田年に対す対応策を講じたというより、この時点で「夷狄」身分の者にどう対処するか方向性を示す上で挙げられたと言えるのではないだろうか。

とするならば、実施を後代の政権に託す形ではあるが、移配蝦夷(俘囚)に対する政策の基本的方向は田租徴収であることが示された事になる。先述した通り田租徴収は班田と籍付のものとの生活基盤成立を示すものであろうし、その先にある調庸課民の性格も備えた「公民」として、「夷狄」であった移配蝦夷(俘囚)を身分的に捉えていく方針を改めて確認したことになる。三年前の調庸徴収の延期など移配蝦夷(俘囚)対策が停滞する中、ここで田租徴収が、次代に託す形であろうと改めて示されたことは意味があろう。この格は次代の天皇たちの政権に政治的指針として受けとめられたのでなからうか。十五年後、嵯峨天皇の時代に改めて引用される所以はここにあると思われる。

2 弘仁七年勅

嵯峨天皇の時代、天皇の代でいえば桓武天皇から二代後、年数にして延暦二十年格より十五年経った時点で、格の方針に対する一つの施策として示されたのが弘仁七年十月辛丑勅である。この勅は二年後の弘仁九年の造籍年を見据えてのものと思われる。前節で史料として挙げた勅文に見られるごとく、班田支給から六年経った者を対象に田租徴収を令した内容となっている。

延暦二十年(八〇一)格の時点で田租徴収が懸案事項として挙がっている以上、それ以前に班田支給の実態があったと解されているが、それから十五年経った弘仁七年(八一六)において班田支給から十五年ではなく六年経った者を対象にしているということは、当時の班田支給年齢六歳未満であった者や後年生をうけた者の存在もあるとしても、延暦二十年時に目されていた班田は諸国の移配蝦夷(俘囚)全てに支給されてはいなかった、或いは中途で収公されたまま継続して班田支給に与からなかった者が存在することを示している。

さて、先の延暦二十年格以降、諸国の移配蝦夷(俘囚)の生活状況を窺いしめる施策をみるに、弘仁二年(八一二)の二つの施策が注目される。二月の窮乏者への公糧支給と三月の諸支給のための台帳(俘囚台帳)進上である。まず二月癸酉勅では諸国の移配蝦夷(俘囚)に対して公糧支

給を望む者には許可すること、但し「孫に及ぶは得ず」子の代までに期間は区切ることを令し（『日本後紀』同年同日条）、翌三月乙巳には諸の移配蝦夷（俘囚）の存する国に対して俘囚計帳の進上を命じた（『日本後紀』同日条）。俘囚計帳については諸説あるが、公糧をはじめとする諸給付のための台帳とみなす説が鈴木拓也氏から提示されている。²²一ヶ月前の二月勅に見られる状況からみても、鈴木氏の説は妥当と思われる。弘仁七年勅はこのような状況の中で出されたもので、移配蝦夷（俘囚）をめぐる現状としては延暦二十年格の段階から劇的な好転はみられないと容易に察せられる。このことは勅の出された翌年に即刻、常陸国から移配蝦夷（俘囚）が「貧乏」であることを理由に田租免除の延長を申請して認められていることから察せられる（『類聚国史』巻一九〇風俗俘囚 弘仁八年九月丙申条）。そして常陸国に限らず恐らくは他の諸国においても似たような状況であったと解されている。

しかしここで注目したいのは、勅の翌年の段階で常陸国が「班田支給から六年経った者対象」の処置について申請したということである。これは常陸国では六年前に既に口分田を支給された者が存在していたが、彼らは田租徴収困難な「貧乏」であると判断したということである。即ち、少なくとも申請時から六年前の弘仁二年（八一）において常陸国では移配蝦夷（俘囚）に口分田が支給されていた。²³延暦十九年（八〇〇）の全国班田を最後に延暦二十年以降は全国一斉に同時班田する原則が崩れ、国ごとの正確な班田状況はごく一部をのぞいて不詳である。常陸国においても弘仁二年から勅の出た七年の間に新たに班田が施行されたかは不明である。しかし常陸国が申請を行なった弘仁八年に常陸に移配された蝦夷（俘囚）が支給から六年経った口分田班給者として存在していたということは、少なくとも弘仁二年の段階で支給されていた班田が収公されず、彼らへの班給は継続していたことになる。同様の状態の国が他にも存在した可能性もある。

班給が継続していたとしても常陸国のいうように大多数は「貧乏」で、班田民として更には調庸課民に足る者として機能していないのが大半かと思われる。しかしそれでもこの時点で勅が出されたということは、対応可能な者から班田民、調庸課民の「公民」としての実質を伴った形態にしていこうと目されていた可能性がある。

実際、天長五年（八二八）に、肥前国に移配された「もと俘囚の「白丁」（公民）」が存在している。史料をみてみよう。

『類聚国史』巻一九〇風俗俘囚 天長五年七月丙申条

肥前国人白丁吉弥侯部奥家 叙少初位上。奥家既染皇風 能順教令。志同平民。動赴公役 修造官舎及池溝道橋等 未有懈倦。加以国司

入部之日 送迎有禮 進退無過。野心既忘。善行可嘉。

吉弥侯部奥家は史料に「白丁（公民）」とあるが、俘囚の姓である「吉弥侯部」を冠し「既に皇風に染まる」とあるから、肥前国に移配された蝦夷（俘囚）であったことがわかる。「俘囚」身分から「白丁（公民）」身分に移行したのである。即ち天長五年より前の段階で公民としての田租調庸を収める状況に達していたといえる。さて、史料では奥家は官舎や池溝道橋などを修造する公役に赴き、更には国司が彼の住する郡内に入部した際には礼を以って送迎を行なったとしてその「善行」を嘉して少初位上を叙位されている。多数の人手を要する土木工事や国司の接待において個人の功績として叙位されたということは、彼が陣頭指揮を執る立場であったことが推測される。即ち在地の有力者として労働力を集め、事業を賄うだけの経済力を持っていたと推察される。²⁴⁾

移配先の地でそれだけの力をつけるに至ったことを考えると、生活基盤を築く基である班田支給を受けた時期は直前とは思えない。肥前国で天長五年に最も近い班田年是不詳であるが、判明している諸国の例をみると畿内および史料的に豊富で班田年次の全容が知られる上野と伊勢がともに天長五年（八二八）、その他は阿波が天長七年（八三〇）に実施されている。だが仮に肥前国においても天長五年前後に班田が実施されていたとしても、それだけでは記事にあるような実績を積むまでには至らないであろう。加えて移配蝦夷（俘囚）の置かれた状況は厳しかったと推察されるから、経済力の蓄積には年数が掛かったと思われる。したがってそれ以前の大同から弘仁年間という可能性が高いことになろうか。

口分班給直後の急成長は無理だとしても天長五年の段階で突出した存在となっており、奥家は口分班給から早い段階で優良な生活基盤を持ち得ていたと思われる。即ち、弘仁七年勅が対応可能な者として念頭においた層と見なすことができるのではないだろうか。

弘仁七年勅が対応可能な者から順次、公民の実質を伴った形態にしていくことを意図したものであったならば、それを明記せずただ「田租を収めるに從え」としたのはなぜであろうか。それは原則として「田租を徴収すべき対象である」と認識していることを改めて示す必要があると思っただけではなからうか。

この頃の施策としては、前述したように弘仁二年二月に許可した窮乏者への公糧支給や同年三月に命じた諸支給のための台帳「俘囚計帳」の進上が、大勢の移配蝦夷（俘囚）の現実に対応するものとして出されていた。これらはややもすれば公民化から別の身分設定とするものと解釈され得る。²⁷⁾しかし、後述するように弘仁二年のこれら諸策はあくまで一時的な現実対応であり、当時の政権の方針は依然として延暦二十年格の指

針を受け継ぐ公民化にあった。

弘仁七年勅で延暦二十年格を引用した上で改めて「田租を取めるに従え」としたのは、政権としての認識を明示し、弘仁二年の諸策はあくまで一時的な救済処置であることを知らしめる目的があったのではあるまいか。現状救済のために取った施策が固定されて常識となれば、公民化からの後退を促しかねない。これに歯止めをかける効果をねらったものと思われる。

三 弘仁七年格前後にみられる「慰撫」と「教化」

1 弘仁三年から六年に至る「教化」策

前章二節で弘仁二年の諸策はあくまで一時的な現実対応の救済処置であると述べたのは、弘仁二年諸策と弘仁七年勅との間の期間に、矢継ぎ早に「教化」を促す、或いは公民化の体制を外から形づくる政策が出されているからである。²⁸以下、弘仁三年から六年に至る主な「教化」策を簡条書きで列記してみよう。

①弘仁三年正月乙酉

夷外従五位下宇漢米公色男、外従五位下爾散南公独伎、印南郡権少領外従五位下浦田臣山人ら三人に特に節会見参入京を許可

②弘仁三年六月戊子

諸国に夷俘長設置

③弘仁四年十一月癸酉

諸国に夷俘専当国司設置

④弘仁五年十二月癸卯

官司百姓が夷俘を「夷俘」と呼んで差別するのを禁止

⑤弘仁六年正月丁亥

摂津美濃丹波播磨等国の夷俘で五位を帯びる者の節会見参を許可

(①②④⑤は『日本後紀』同日条、③は『類聚国史』卷一九〇風俗俘囚による)

(1) 節会見参の許可

①と⑤は移配蝦夷(俘囚)に対して「節会見参」を許可したものである。「節会」は通常の年中行事のうち重要なものに付随して行なわれた宴で、群臣を集めて行なわれた。「見参」は節会や宴会に出席することである。それまで「夷狄」として「朝貢」を行なう身分であった蝦夷が公式の場で「化内」民の行なう通常の礼制に移行したことを示すものといえる。²⁹⁾

①で節会見参を特に許可された宇漢米公色男、爾散南公独伎、浦田臣山人は、通常近江(宇漢米公と爾散南公)播磨(浦田臣)という畿内周縁の二大移配地の代表格として選出されたとされる。このうち宇漢米公と爾散南公両氏は、桓武天皇期の第一次「征討」と第二次「征討」の間にあたる延暦十一年十一月に入朝したことが知られる氏である。³⁰⁾ 歴史的大敗を喫した第一次「征討」後の両氏の入朝は当時とくに厚く遇された。これは「征討」の天意存在を示す政治的なショーアップの要素が大きいと思われる。周知のとおり第二次「征討」以降形勢は逆転する。そして①の記事は前年閏十二月に征夷將軍文室綿麻呂の三十八年に及ぶ戦争終結を求める上表が出された直後の年明け正月である。³¹⁾ 両氏がとくに選出されたのは、戦後の年明けに蝦夷との新たな秩序を示すにシンボリックな存在として選ばれた要素もあろう。

さて、①は特定氏への特例措置として行なわれたが、その参加枠が拡大したのが⑤である。①も⑤も、隼人の朝貢が戸籍に付された八世紀初めから百年近いのちの延暦二十年に前年の班田支給で公民化が成されて初めて停止されたことと比べると、未だ公民に移行したといえない移配蝦夷(俘囚)に対するこの措置は、破格である。即ち、本来あるべき身分を見越しての礼制施行といえる。それを先行して行なうことで、移配蝦夷(俘囚)の有力者層に対してそれに見合う一層の役割、他の蝦夷への「教諭」を担うよう促すことをねらったものといえないだろうか。

また、それと同時に群臣たちの集う公の場で「化内」民として彼らを礼することは、官人たちに向けて移配蝦夷(俘囚)の社会的位置づけを示して認識を定着させることにもなる。①⑤、特に範囲を拡大させた⑤には、両方の意味での「教化」が含まれた政策といえる。³²⁾

(2) 夷俘長と夷俘専当国司の設置

次の②③は、諸国の移配蝦夷(俘囚)が法禁を犯したり反逆行為に至ったりするのは②では「教諭」が明らかでない(移配蝦夷(俘囚)側にとつて理解が難しい)、③では「教諭」が足りない(国司の教諭が充分でない)からとして取られた施策である。②は移配蝦夷(俘囚)側に③は国司側に、新たな機構が設置された。

②の「夷俘長」は移配蝦夷（俘囚）の中から「心性事を了し」（心の本質において事の道理を明らかにさとり）「衆の推服する所の者」（みなから推服を受けている者）一人を選んで、法の遵守が行なわれるよう取り締まらせるといふもの。律令法制に基づく社会のシステムにのっとることを一番に置いた内部からの「教諭」指示である。

③の「夷俘専当国司」は諸国の介以上一人を「夷俘専当」とし、厚く教諭を加え、移配蝦夷（俘囚）からの要請に迅速に対応することをいうもので、国司側に不備があった場合の罰則も示している。「介以上」ということは事実上対象者は一人しかいないので（守と介は通常どちらか一方のみ置かれていた）任じられた国司はその時点で「専当官」となる。国司による「教諭」は以前から指示されていた事柄であるから、国司のトツプ（守・介）は意識を強くもって当たれということであろう。³⁴⁾

②③は今まで一方通行だった「教諭」を、内部からも加えて双方から行なう方針を示している。両者ともに担当者を明らかにしていることで、行政面においても機構として機能し得る。³⁵⁾そして更には移配蝦夷（俘囚）社会で「みなから推服を受けている」有力者に、本来律令法制に沿うべき立場であり身分に位置していることを自覚させる「教化」の面も合わせ持っているといえる。

（3）「夷俘」を個人の呼称とすることの禁止

④は官司や百姓に対して出された勅である。官司（官人）や移配蝦夷（俘囚）の周囲の人々が、彼らを姓名で呼ばず、常に「夷俘」と呼んでいることを咎めて禁止するものである。一般に周囲の社会との軋轢や、社会的差別が存在したことの例として挙げられる。

ここで注目したいのは政権側が咎めた理由である。勅文では「（帰降の夷俘は）既に皇化に馴れ、深くいつて恥となす」が故に、速やかに告知して「夷俘」と呼ぶのは止めさせるべきである、としている。移配蝦夷（俘囚）は「帰化して既に風俗に慣れている」ので、夷俘と呼ばれることを深く恥じている、だから止めるべきだといふのである。

前年の②に関連した勅で教諭が必要な理由に「朝化に従ふと雖も未だ野心を忘れず」とあるのを始め、今まで「帰化しながらも「野心を忘れない」存在であると幾度も述べて徴収延期や教諭強化をしてきたのは、政府である。これによって官人や百姓が公民とは異なる処置が必要な「異質な存在」であると認識して差別的処遇をなした面もあったであろう。

しかし徴収延期や教諭強化は彼らが「野心を忘れない」存在と印象付け、公民と区別するために行なったのではなく、公民と同じ存在になる

こと（公民化）を目指して行なった政策である。だからこそ政権側はここで移配蝦夷（俘囚）の「帰化した存在」という面を強調して、呼称の上でも殊更区別しないで「公民と同等」の扱いをするようにいったのである。

呼称の面において、移配蝦夷（俘囚）周囲の者（官人、百姓）に対して「公民と区別」ではなく「公民と分け隔てしない」対象として接するよう指導した④は、ひいては公民と同等の存在であると認識を促す一つの「教化」策といえる。

2 弘仁二年諸策の意図と俘囚計帳進上の意義

さて、弘仁二年救済策と弘仁七年勅との間の期間（弘仁三年から六年）に「教化」策が次々と行なわれたのは、何を意味しているといえるのか。弘仁二年の救済策、弘仁三年から六年の教化策、弘仁七年勅、出された順にそれぞれが固有に持つ意図を並べて考えてみよう。

まず、弘仁二年に出された公糧支給策と支給のための台帳（俘囚計帳）進上は、移配蝦夷（俘囚）が現状では即時公民とはなり得ないという認識から出された救済策である。次の弘仁三年から六年に処された諸策にある「教化」とは、即時公民とは為り得ない者に対して徳化を与える、即ち「公民化」に導くためのものである。そして三番目の弘仁七年に出された田租徴収を命じた勅は、「公民」として本来位置付けるべき対象であるという認識から出されたものである。

「即時公民とはなり得ない者を救済する」「即時公民とはなり得ない者を公民に導く」「本来公民として位置付けるべき対象であると示す」という異なった意図を持つ三者を時系列に並べてみると、一つの方向性が存在するのがわかる。

「即時公民とはなり得ない者」を「本来公民として位置付けるべき対象として示す」策へ。弘仁二年の諸策と弘仁七年勅との間の期間には、前者の認識から後者の認識へとベクトルを進める政策が出されているのである。弘仁二年諸策の本来の目的は、後者の弘仁七年勅に至ることにあるといえよう。

弘仁二年の段階で現状に即した別の身分設定に政策を変換したのだとしたら、直後の弘仁三年から六年に処された施策に上述のような性格は見受けられないはずである。弘仁二年の諸策は以降の施策を円滑に進めることを目とした慰撫策であり、当初の状態の固定化を目的としない一時的な救済策といえる。

とするならば、ここで注意したいのは弘仁二年の諸策の一つ、俘囚計帳の意義である。鈴木拓也氏は俘囚計帳を諸給付のための台帳としての

利用が想定されたもので、その作成は通常の計帳に記載されていた移配蝦夷（俘囚）を「通常の計帳から外すこと」であるとし、既述したように本稿では鈴木氏のこの説を踏襲³⁶して論を進めてきた。しかし俘囚計帳の意義について鈴木氏は「現実的な政策への転換」「俘囚を公民と別個に扱うことを確定させたもの」としている。本稿の主題である「帰化した化民でありながら公民身分ではない中間的な存在に固定された起点はいつか」ということについて考える際、看過できない説である。

氏の論は傾聴すべき点が多いが、上述のとおり弘仁二年から弘仁七年勅に至るまでの諸策を考慮するに、政府の最終意図は延暦二十年格の課題に対する嵯峨朝の対応声明ともいえる弘仁七年勅にあったと思われる。弘仁二年の諸策の一つである俘囚計帳進上は、あくまで当座の処置としてなされたものであろう。

慰撫策はややもすると逆の状態へと導きやすい策である。それを公民化策として機能させるには、公民化を推し進める教化策が並行して行なわれることが必要となる。弘仁七年格に窺えるように、あくまで慰撫の目的は公民化にあると明示・認識させることも重要となろう。要は「慰撫」と「教化」のバランスである。俘囚計帳は確かにこのバランスを崩しかねない、「慰撫」を行政処置として助けるものであった。だからこそ矢継ぎ早に「教化」策が出されたのであろう。

公民化を円滑に進めることを目した慰撫策が逆に状態の固定化、すなわち「俘囚を公民と別個に扱うこと」を確定させるものとなるのは、慰撫策と並行して公民化を推し進める施策が行なわれなくなって初めて起こり得る。すなわち中間的な形態への固定を決定づける起点は、政権側に公民化を推し進める明確な意図が見られなくなった時に求められるべきであらう。

3 弘仁七年勅以降にみられる移配蝦夷（俘囚）の表彰

さて、公民化方針を改めて明示した弘仁七年勅以降の施策の流れをみると、次の天長年間までにおいて興味深い記事が複数見られることに気付く。移配蝦夷（俘囚）の儒教的徳目の励行者や農耕に励行して貧民救済を行なった者に対する表彰記事が現れるのである。表彰された者は既に「白丁」身分になっている一例を除いて殆んど「俘囚」と記され、公民身分への移行を伴ったものではない。しかし公民化に向けての「教化」成果をアピールし、更なる「教化」を促すものといえる。以下、各々史料を示してみたいことにしよう。

(1) 儒教的徳目の励行

左は儒教の説く「孝」などの徳を身に付けたとして表彰された記事である。³⁸⁾

① 『類聚国史』 卷一九〇風俗俘囚 天長六年（八二九）六月丙子条
俘囚勲十一等吉弥侯部長子 與父母共歸皇化 移配尾張国。野心不聞 孝行已著。特叙三階 俾勸倫輩。

② 『類聚国史』 卷一九〇風俗俘囚 天長五年（八二八）七月丙申条
肥前国人白丁吉弥侯部奥家 叙少初位上。奥家既染皇風 能順教令。志同平民。動赴公役 修造官舎及池溝道橋等 未有懈倦。
加以国司入部之日 送迎有禮 進退無過。野心既忘。善行可嘉。

③ 『類聚国史』 卷一九〇風俗俘囚 天長六年（八二九）七月丙申条
越中国俘囚勲八等吉弥侯部江岐麻呂 叙従八位上。江岐麻呂□染皇化 志同良民。教諭等倫 興行禮儀。仍叙文位 俾申勸励。

①は儒教の説く徳の「孝」が「帰化」ののち既に表われ、同輩の手本として表彰された記事である。俘囚勲十一等吉弥侯部長子とその父母は「皇化に帰」して尾張国に移配されたが、「野心を聞かず」「孝行已に著わる」として特に位三階を叙して、倫輩の移配蝦夷（俘囚）の手本としたとある。

②③は「礼儀」をよく行なうとしての表彰記事である。このうち②の肥前国人白丁吉弥侯部奥家は、田租徴収を令した弘仁七年勅が対応可能な者と念頭においた層の例として二章二節で触れた人物である。奥家は「既に皇風に染し」「よく教令に順い」「志 平民と同じく」公役や官舎・池溝・道橋の修理に励み、加えて国司が入部するにあたっては送迎に「礼を有し」作法に誤りもなかった故、「野心既に忘るる」として少初位上を授けられている。奥家は「白丁」と記されているが「既に皇風に染し」「野心既に忘るる」とあるのでもと移配蝦夷（俘囚）であったことが分かる。彼が叙位されたのは数々の「教化」に従った行ないのうえに、特に国司接待にあたり「礼を有し」た事を賞されたものである。

③では越中国俘囚勲八等吉弥侯部江岐麻呂が「皇化に染し」「志 良民と同じ」であり「等倫に教諭して、礼儀を興行せし」めたとして従八位上を叙位されている。

さて、これら史料にある「孝」と「礼」は、律令制度を支える理念である儒教の中枢に位置する概念である。少々煩瑣になるが、儒教における「孝」と「礼」についてみてみよう。

(2) 儒教における「孝」と「礼」

「孝」は子の父母に対する敬愛を基礎として成立する道徳であるが、それをやや拡大して祖先崇拜、特に祖先の祭祀を含み、さらに拡大しては老人尊重の思想にまで発展するとされる。³⁹⁾ 中国では夷狄の老人蔑視の習俗は非文明とみなされた。孝は道徳的実践のすべてに優先されるもつとも基本的な徳目とされ、律令の刑法にあたる律においても「不孝」が最大の罪とされている。

また、家をととのえることが治国の根本であるという孝治思想を説く『孝経』は、儒教の経典として五経に次ぐ重要な位置が与えられ、中国で治国の具として尊信され『論語』とともに初学入門の必読書とされた。⁴⁰⁾ 日本においても、律令制下の官人養成機関である大学で『論語』とともに『孝経』が必修とされている。奈良時代後半の天平宝字元年（七五七）には「古は民を治め国を安んずるは必ず孝を以て理めん」「百行の本、茲（孝）より先なるは莫し」として家ごとに『孝経』を蔵することを命ずる勅も出された（『続日本紀』天平宝字元年四月辛巳条）。

『孝経』では天子から庶人に至るまでの各階層それぞれの「孝」のあり方が説かれ、天子の孝が最高理想のものとされている。また「忠」は「孝」から派生するものと考えられ、奈良時代の官人が自分の一族の功績を述べた文中に「君に事へて命を致し（命の限り全力を尽くして天皇に仕え）孝を移して忠を為せり（親に孝行するのと同様に国家に忠をつくした）」（『続日本紀』天平八年（七三六）十一月丙戌条）とみえ、古代日本の官人階層の解した「孝」のあり方の一面も知ることができる。

一方、「礼」は特定の時と場にふさわしい作法や式次第、即ち「対他的な身体行動を規範化したもの」⁴¹⁾である。儒教では仁や義や孝といった徳目を具体的な身体行動で表す「履（実践）」とされ、重んじられた。礼において、人は身分や階層の差、長幼の序、親族と他人の別などといった道徳的秩序への意志を、身体行動をはじめ服装や日用器具などを通して表現する。

また広義では国家を維持し運営してゆくためのシステムの総体も「礼」と呼ばれる。儒教の経典の一つである『周礼』には、宇宙の秩序にな

ぞらえて官僚制度や文物典章が記述されている。そして上述の「孝」に「孝治」があるように、「礼」にも「礼治」という語があり、礼はそれ自体ひとつの政治思想であったとされる。この儒教における礼的道德秩序を「法」によって再編成しようとしたのが法家の唱えた「法治」とされるから、日本の導入した中国の「法」である律令の基盤には儒教の推奨する「礼治」が存在するといえよう。

中国ではこうした「礼」の有無によって文明国（中華）と非文明国（夷狄）とを区別した。このため「礼」はもともと広義には「文化」と言い換えてよいという指摘もある。⁽¹²⁾ここで想起されるのは、奈良時代の初め遣唐使として唐に渡った粟田朝臣真人が、唐（当時は則天武后の周）の朝廷で「亟聞くに、海東に大倭国あり、これを君子国と謂う。人民豊樂にして礼義敦く行なわる、と。今、使人を看るに儀容大だ淨し。豈に信ならずや」（『続日本紀』慶雲元年（七〇四）七月甲申朔条）と賞されたという逸話である。「礼」の篤く行なわれる国を「君子の国」（君子は儒教の徳目を備えた人物）と称し、そこからの使人である真人の「儀容」がはなはだ淨い（礼にかなった美しく雅な所作とたたずまいである）のを見て、大倭国が君子国という噂は真実であったと感嘆した、というものであった。

以上みたように、古代の日本が取り入れた中国（唐）の律令制という支配制度において、また日本が目指した文明国家の構築にとって、儒教の「孝」と「礼」という概念は重要であり、それを社会に浸透させることが唐に近づく形での王権強化につながると目されていたと思われる。実際、律令制導入以来、王権側は「礼」の重要さを詔勅で幾度となく示し、「孝」の徳を身につけた「孝子」の表彰を折りに触れて行なっている。⁽¹³⁾前節で示した移配蝦夷（俘囚）の「孝」「礼」励行者に対する表彰記事も、天皇の統治体制下の民に、さらには非文明の「夷狄」から文明の「中華」に近づいたということを表彰するものと理解することができる。

しかしここで注目したいのは、前節で挙げた「礼を有した」即ち、礼の所作を身につけたとして表彰される例は、他には見られないということである。「礼」は「孝」と同様に、移配蝦夷（俘囚）のみならず統治対象の一般の「公民」に対しても求められたものであった。公民で表彰された「孝子」の中には、父や祖先に対する孝養とともに礼にかなった作法を備えた者もいたと思われるが、独立して「礼」の所作を対象として表彰した例は上述のものだけで、奈良時代の正史『続日本紀』にも令の規定にもみられない。⁽¹⁴⁾これが行なわれた平安初期の天長年間、「礼」は以前とは異なった重みをもって捉えられ、そして表彰されたと思われる。その背景をみてみよう。

(3) 天長年間における移配蝦夷(俘囚)への「礼」表彰の意味

① 平安初期における「唐礼」の導入

平安初期における「礼」でまず想起されるのが、唐礼の本格的な導入である。桓武天皇が交野で天を祭る郊祀を行ったのをはじめ、平安初期に国家儀礼の唐風化が著しく進んだことはよく知られている。⁴⁵嵯峨天皇の弘仁九年(八一八)、元日朝賀(官人の天皇への参賀)が唐の礼典である「開元礼」とほぼ一致するように改定され、神璽鏡劍の奉呈や寿詞奉読など⁴⁶記紀神話に関係する儀礼も大嘗祭にのみ残されるようになった。天皇が着る朝服も同じ頃に古来の白装束の帛衣から中国皇帝と同じ袞冕十二章となる。また官人相互での拜礼作法が、跪伏礼から立礼になるのもこのころである。さらに嵯峨朝では節会が国家的な饗宴の場としてより中国的な形で整備され、豊楽殿が専用の場となった。

これらの大きな改定が進んだ背景には、それまでの礼法の基盤であった神話イデオロギーが衰退したことが挙げられている。⁴⁶記紀神話に代表される神話イデオロギーは、大化前代からの氏族制社会と天皇を結ぶものであった。律令的な官人制の導入により旧来の氏族制的な秩序が次第に解体していき、神話イデオロギーもまた衰退に至ったとされる。平安初期、王権は旧来の氏族的な秩序の再編をめざすと共に、律令官人制の強化を行った。この時期における国家儀礼の唐風化は、再編されつつあった官人社会と天皇とを結ぶ新しいイデオロギーとして、改めて儒教の「礼」を導入したと見ることができると指摘されている。⁴⁷

さて、そのような中、前代に見られなかった「礼にかなった所作」の表彰が、しかも移配蝦夷(俘囚)になされた。意味について考察する前に、「礼にかなった所作」についてこの時期の認識に繋がるものを探してみよう。まず、元日朝賀の礼法を覚えず所作を誤る官人に対して、毎年十二月に担当官司に指導させるように命じた勅が出されていることが注目される(『類聚国史』巻七元日朝賀 弘仁九年正月己亥条)。これは官人に対する礼の所作の徹底と教育が恒常的に定められたことを示している。

また、延暦十一年(七九二)から天長十年(八三三)までを記した正史である『日本後紀』には四位以上の官人の伝記が収められているが、ここに出身の血筋や任官歴のあとに記される人物評の部分がある。『日本後紀』ではこの部分が長所短所ともに忌憚なく記されているのが特徴とされるのだが、官人としての人物評の要素に性格、特別な才能や学問の素養、任官時の評判や逸話とともに、礼の所作に関するものが幾例か見られる。「姿儀(容姿や礼的所作)に観るべきものありて音韻清朗なり(話し方が雅で明瞭であった)」「頗る礼節を守り、兼ねて古事を知る」「礼度(礼義や規則)を護らず」「容儀閑雅(容姿や礼的所作に優れていた)」などである。⁴⁸

『日本後紀』の成立は承和七年（八四〇）だが、弘仁から天長を経た承和の頃、官人の人物評価の基準の一つとして「礼にかなった所作」が認識されていたことを示している。

② 「礼」概念理解の深化

さて、ここで注目したいのが官人の教育である。いくら礼の所作だけ身に付けても、その背後に存在する礼の概念を理解しなければ、官人社会と天皇とを結ぶ新たなイデオロギーは浸透しない。それには官人層への教育が不可欠である。律令制下の官人養成機関である大学に関する平安初期の政策をみてみよう。

まず延暦期には、延暦十年（七九二）二月に教官職田の定制確立、同十三年十一月に勸学田制など大学寮に対する財政的補強策が行なわれ、同十三年十月に大学寮出身者に対する加叙の優遇がなされた（『令集解』選叙令30秀才出身条 私家所引 延暦十三年十月十一日付太政官符）。さらに大同元年（八〇六）六月十日の平城天皇の勅（『日本後紀』同日条）により貴族子弟の大学への就学が義務付けられた。この就学強制は実情に合わなかったらしく弘仁三年（八一二）に一旦自由意志に緩和されたが（『日本後紀』弘仁三年五月戊寅条）、天長元年（八二四）八月の官符で官吏登用を前面に出して再び大学への貴族全子弟の入学を命じ（『類聚三代格』卷七 天長元年八月二十日付太政官符）、この官符は貞観格として定着されるに至っている。これらの政策は有能な律令官人の登用養成をめざした官僚制再編の動きとされている⁵¹。実際、この一種の能力主義による官吏登用策⁵²によって文人官僚という新興勢力が台頭し、「良吏」と称される有能な官吏も出現した。

この節で問題にしている天長年間には淳和天皇の治世であるが、即位してすぐの天長元年に再びの貴族子弟大学就学が義務付ける政策が行なわれているのは、注目に値する。淳和朝は嵯峨太上天皇の強い影響下にあったとみなされているが、淳和が嵯峨に言上した中で「礼」の作用について「誠に教え訓じ俗を正すに、礼あらざらば備わらず、君臣の上下、礼あらざらば定まらずと知れり（まことに、人を教諭し風俗を正すには礼がなければ成すことができず、君臣の上下の秩序は礼がなければ定めることができないものです）」と述べている部分がある（『類聚国史』卷二五太上天皇 弘仁十四年四月己酉条）。慣用的な言い回しと取れないこともないが、天長元年の官人育成の徹底策を考慮すれば淳和天皇の「礼」に対する認識を示した言葉とみていいだろう。そこには礼を行なうことによる教化の効用の認識が示されている。天長年間の移配蝦夷（俘囚）に対する「礼の所作」を身に付けたことの表彰にも、この意識が影響していた面があろう。

延暦年間にはじまる就学ムードの高まりの中、特に就学の徹底を打ち出した天長期に「礼」で表彰された移配蝦夷（俘囚）の姿は、より深く儒教の概念を学んでいた官人層たちに天皇の「教化」が及んだ成果として受けとめられたと思われる。「礼」は官人社会と天皇を結ぶイデオロギーとして新たに掲げられ、礼の所作を身に付けることが官人の素養とされていたことを考えれば、この時期、とくに教育の徹底が示された天長期の表彰は「教化」のアピールとして他の時期とは異なる重みがあったであろう。

（4）農耕の励行

次に挙げるのは、農耕に励行して貧民救済を行なった者に対する表彰記事である。

① 『類聚国史』 卷一九〇風俗俘囚 天長五年（八二八）閏三月乙未条

豊前国俘囚吉弥侯部衣良由 輸酒食百姓三百六十人。豊後国俘囚吉弥侯部良佐閉 輸稻九百六十四束 資百姓三百廿七人。衣良由叙少初位下。良佐閉叙従六位上。

② 『類聚国史』 卷一九〇風俗俘囚 天長十年（八三三）二月丁丑条

筑後国夷第五等都和別公阿比登 叙従八位上。輸私稻資弊民也。

①は、豊前国俘囚吉弥侯部衣良由が百姓三百六十人に酒食を、同国俘囚吉弥侯部良佐閉が百姓三百二十七人に稻九百六十四束を提供して救済したとして、衣良由に少初位下、良佐閉に従六位上を授位し褒章するものである。

②では筑後国夷第五等都和別公阿比登が「私稻を輸して弊民を資ける」を以て従八位上に叙位されている。

富裕層による窮民救済を表彰して奨励する記事は当時よく見られるのであるが、それが移配蝦夷（俘囚）であるのは周囲に与える意味が全く異なつてこよう。ともかくも田租徴収を令した弘仁七年から十二〜十七年後の時点で、私財を蓄えて貧民救済をなすに至る者が存在しているのは注目に値する。³⁵

むすび

以上、平安初期の延暦年間から始まったとされる蝦夷（諸国に移配された蝦夷（俘囚）の「帰化」について、延暦二十年格と弘仁七年勅を軸に考察を行なった。得た結論を要約して挙げた上で、最後に「俘囚」身分の固定はいつが起点となったのかを述べてむすびとしたい。

1 「帰化」した移配蝦夷（俘囚）の中間的身分におけるこれまでの研究による視点には、「帰化」概念のあり方からみるものと、公民身分ではない「夷狄」身分把握が継続した点に重きをおいてみるものがあつたが、①移配蝦夷を「帰化」として扱った延暦期の時点において「帰化」概念自体に変化があつたとは思われず、むしろ身分移行の実態以前に方針を先行して明示するという施策のやり方に変化があると思われる。②「夷狄」身分の継続は「帰化」とみなした当初から意図していたとは考えられず、施策の停滞から結果的に夷狄視として表れたものと思われる。

よって「帰化」した移配蝦夷（俘囚）の半端で特殊な身分は当初意図したものでなく、結果として中途段階で固定されてしまったものと見なし得る。

2 延暦二十年格について、①延暦二十年に移配蝦夷（俘囚）の田租徴収が議題にあがつたのは、隼人の公民化が完了した同年であることから、身分の把握を改めて行なっていた桓武政権が「夷狄」にどう対処するかの方角性を示したと考えられる。

②延暦二十年格は次代の天皇たちの政権に向けての対する指針として受けとめられ、ゆえに十五年後の嵯峨天皇の時代に改めて引用されることとなったと思われる。

3 弘仁七年勅は移配蝦夷（俘囚）の大勢が「貧乏」である状況の中、一方で「公民」になり得る層も存在したことを見据えて、対応可能な者から公民の実質を伴なった形態にすることを意図したものであつた。また、天長五年の段階で移配先の肥前の有力者となっている「もと俘囚の白丁」吉弥侯部奥家は、弘仁七年勅が対応可能な者として念頭においた層にいたと見なすことができる。

4 弘仁二年の諸策と弘仁七年勅との間の期間には、「即時公民とは為り得ない者」を「本来公民として位置付けるべき対象として示す」策へとベクトルを進める政策が出されており、弘仁二年諸策の本来の目的は、後者の弘仁七年勅に至ることにあるといえる。よって弘仁二年に出さ

れた公糧支給策と支給のための台帳（俘囚計帳）進上は、以降の施策を円滑に進めることを目した慰撫策であり、現状の固定化を目的としない一時的な救済策であった。

5 弘仁七年勅以降の施策の流れをみると、次の天長年間までにおいて移配蝦夷（俘囚）の儒教的徳目の励行者や農耕に励行して貧民救済を行なった者に対する表彰記事が現れる。これらは公民化に向けての「教化」成果をアピールし、更なる「教化」を促すものといえる。

さて、上記5で挙げた表彰記事は、以降殆んど見られなくなる⁵⁶。また、移配蝦夷（俘囚）に対する公民化政策を示すものも殆んど無くなる。

延暦期の方針を受け継ぎ積極的な公民化政策が行なわれた弘仁・天長年間は、ともに嵯峨帝が（弘仁期は天皇として天長期は太上天皇として）権力の中枢にいた時期である。嵯峨が亡くなるのは天長の次の承和九年（八四二）であるから、明確な公民化政策の消失の点からも、嵯峨の死は移配蝦夷（俘囚）の「帰化」政策において一つの時代の幕切れであったといえよう。

先述したように、移配蝦夷（俘囚）身分の中途半端な形への固定を決定づける起点は、政権側に公民化を推し進める明確な意図が見られなくなった時点で求められるとするならば、それは嵯峨の死にあるといえるのではなからうか。

平安時代において承和年間―わけても嵯峨の死直後に起こった「承和の変」以降の時代は、一つの画期とみなされている⁵⁸。内政においては文官僚登用から藤原北家など血統中心の政権の貴族化に転じる起点であり、精神文化面においてもケガレや物怪意識の深化、王朝儀礼の整備、六歌仙らの登場など和歌の復興の萌芽をはじめとするいわゆる「国風」文化的な側面も見受けられることが指摘されている。さらに外政においては最後の遣唐使派遣がこの承和期にあたると共に、承和の変直後には新羅人の「帰化」停止も処置される（『続日本後紀』承和九年八月丙子条）。対外関係のあり方においても大きな変容の起こった時期である。

本稿の主題である「俘囚」の存在は、内政の問題であると共に「外」の世界とも関連がある。内政の中軸をとり囲む「化外」を「化内」に取り込むことが「帰化」の本意としてみることができるところである。国内社会の変化と帯同するように外への関わり方の大きな節目にあたるこの時期に、奇しくも「俘囚」政策の変換期が重なる結論に至ったことは興味深いことである。国内のみならず対外を含めた全般を視野にいた上で時代像を考察する必要もあろう。この点については今後の課題としたい。

(1) 蝦夷、俘囚、夷俘の呼称については諸説あるが、古垣玲氏によると、部族的集団性を保ったものを狭義の蝦夷(夷)、個別に支配されるのを俘囚(俘)、俘夷は両者の総称とされる(古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」『川内古代史論集』4、一九八八年)。

本稿ではエミシ一般を指す場合「蝦夷」とし、本稿の考察対象である諸国に移民された俘囚を「移民蝦夷(俘囚)」、それ以外は史料の表記にしたがう。諸国に移民された俘囚を「移民蝦夷(俘囚)」と表記するのは、陸奥・出羽の俘囚と区別して扱ったためである。

「俘囚」は諸国に移民された蝦夷のみでなく、陸奥・出羽両国に居住して柵内で俘軍などに組織された者も指す語である。しかし本稿の考察対象時期である九世紀の征夷事業が終わった後も、陸奥・出羽両国では蝦夷は已然として「調役」といわれる原初的なエツキ・エダチを負担する「課役負担の対象外」とされる施策がとられていた(鈴木拓也「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年 所収)。即ち奥羽両国に居す俘囚(および狭義の蝦夷)は諸国に移民された俘囚とは税制や支配施策上別の対象として捉えられていたと思われる。よって両者は区別して考察する必要がある。

(2) 田中史生「帰化人」論新考―古代における人の王権・国家への帰属の問題―『日本古代国家の民族支配と渡来人』(校倉書房、一九九七年) 所収。

(3) 田中氏前掲注(2) 論文。また、古代の「帰化」概念については学術用語としての「帰化人」の是非をめぐる論の中で様々な見解が示されてきた。各研究史については荒井秀規「古代相模の「渡来人」と「帰化人」」『三浦古文化』四八、一九九〇年、前掲の田中氏論文参照。

(4) 今泉隆雄「律令における化外人・外蕃人と夷狄」『中世の政治と宗教』(一九九四年) 所収、熊田亮介「夷狄と北の城柵」『越と古代の北陸』古代王権と交流三(名著出版、一九九六年) 所収ほか。なお両氏は蝦夷が律令で「帰化」の対象外とされていること等を根拠に「化外人」に含まれないとしている。

(5) 天平二年(七三〇)の倭人への班田実施可否をめぐる大宰府とのやりとり(注(8) 参照)や天平十年(七三八)の帰降した蝦夷に種子を量り給い田作させるとした勅(いわゆる「農民化政策」)『続日本紀』天平宝字二年六月辛亥条所引天平十年宇間七月十四日勅)など、延暦年間以前にも「帰化(公民化)」策はみられる。しかし結果的に天平二年時の倭人への班田給付は断念、同十年の帰降蝦夷の農民化策ほどの程度実施されたか不明である。本稿では一定の成果をとまない、かつ重点的な政策として当該政権が本腰をいれて対応した時期として、平安初期の延暦年間を「変化の時期」とみなした。

(6) 吉村武彦「古代の社会構成と奴隸制」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史2 古代2』(東京大学出版会、一九八四年) 所収。

(7) なお日本古代の場合、戸籍に編附される律令的諸身分の人間に対して口分田を班給する法理があり、奴婢に対しても口分田が支給される。奴婢は調庸課役は課されないから課民ではない。しかし班田民・編戸民には奴婢も含まれる。

(8) 天平二年(七三〇)の班田収授制実施の本格化にあたり、「もし班授に従はば恐らく喧訴多からん」という大宰府の申請が裁可され、大隅薩摩両国の班授はしないこととなっている(『続日本紀』天平二年三月七日辛卯条)。

(9) 永山修「倭人の世界」下条信行ほか編『九州・沖縄』新版古代の日本 第三卷(角川書店、一九九一年) 所収。

(10) 伊藤循氏は、戸籍ではなく個々の名を連ねた身分台帳であったとする(伊藤循「律令制と蝦夷支配」田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年所収)。

(11) 田中史生「蝦夷と「帰化」」『日本古代国家の民族支配と渡来人』(校倉書房、一九九七年) 所収。

(13) 延暦十三年の征夷で移民対象となった胆沢地方の蝦夷について、この地には定住集落があったことが文献上でも(『続日本紀』延暦八年六月甲戌条)考古学の発掘でも示されており、基本的に農耕民であったことが指摘されている。

また、移民蝦夷(俘囚)の調庸民化が滞った理由について、一つに全国的班田不足と班給地不備により、もともと田地耕作の産業を有していた蝦夷も十分な耕作を行

い得ず生活基盤が築けない状況にあったと推察されること。いま一つに周囲の良民からの差別視などの軋轢や、彼ら自身故郷から遠く離れた地に移配されたことに對する不満不安などの心情や環境上の要因。など「基本的に農耕民であったはずの彼らから調庸を取取できなかったのも、生活の基盤が十分でなかったことに加えて、彼らが「帰望」を抱き続け、見知らぬ土地での理不尽な支配に對して抵抗を続けたため」と推察されている（鈴木拓也「蝦夷の帰化」）。

(14) 伊藤氏前掲注(10) 論文。

(15) 鈴木拓也氏前掲注(13) 論文。

(16) 渡辺信一郎「経学上の天下観念」『中国古代の王権と天下秩序』（校倉書房、二〇〇三年）所収。

(17) 延暦十七年から格の出された延暦二十年に至る間の諸国の状況を史料としては、延暦十九年三月朔日条の出雲国介の言上と同年五月己未条の甲斐国介の言上（両条とも『類聚国史』巻一九〇 風俗俘囚所収）が挙げられる。

まず、出雲国介石川朝臣清主は慣例よりも厚い高価な衣服の支給と一人につき一町の乗田（班田時に余った田）支給且つ富裕百姓に耕作させる処置を、移配蝦夷（俘囚）に對して行なってきた。それに加えて新来の移配蝦夷（俘囚）に對する更なる優遇措置（衣服支給の増量、饗事と禄、慰問の増、移配蝦夷（俘囚）支給の畑地への百姓動員）を上申し、過度の優遇と咎められている。

この時政権が咎めたのは出費の多さと支給田の耕作を百姓にさせる事についてであり、移配蝦夷（俘囚）に乗田や畑地を支給すること、更には彼らに耕作させて夷狄の「旧俗」から「公民」「生業」「俗」に改めさせる事はむしろ国司の任として期待されたであろう。

出雲国における施策は国司の清主がたまたま仁徳を旨とした人物であったため手厚い処置をしたとも取れるが、実態として乗田を支給しても耕作に従事しようとしないうち、或いは従事しても支給された田の質が悪く（当時は全国的な班田不足である）生活を営むに至らない状況だったのが為、富裕層からの人的援助や支給物の増量をせざるを得なかった、とも取れる。

いま一つの甲斐国の言上は、移配蝦夷（俘囚）が性を改めず教諭に懐かず暴力行為を行うため、取り締まる禁令を求めるものである。これに對し政府は国司が懇ろに「教諭」し、その上で改めなければ法に依って処罰するよう示し、移配地の他の諸国も同様にしよう命じている。他の諸国も同様に命じていることからみて、二つの例のうち甲斐国の言上した状況の方が多くの国の状況に当てはまるものと思われる。

(18) 『続日本紀』延暦八年五月己未条。

(19) カバネ秩序再編については伊藤千浪氏の研究参照。八世紀の中頃から、七世紀末に渡来した人々を日本のカバネ秩序に組み入れる政策が段階を追って行なわれていたが、伊藤氏によると、桓武朝に至った頃は、この動きに伴ってそれ以前に渡来していた人々が上位のカバネを請ううごきや、相対的なカバネの地位の低下で実際の官人層の上下秩序とカバネの秩序が符号しないという問題が表面化していたという（伊藤千浪「律令制下の渡来人賜姓」『日本歴史』四四二、一九八五年）。桓武朝では当時の官人界に即したカバネの再編を目し、賜姓が積極的に行なわれた。本系帳の提出もこの再編策の延長上のものといえる（拙稿「新撰姓氏録」における姓意識と渡来系氏族」『史窓』五八、二〇〇一年）。

(20) 『日本後紀』延暦十八年十二月戊戌条。

(21) 弘仁九年は造籍年と推定されるが、ただしこの造籍年にあたった班田は少なくとも畿内では実施されずに終わっている。一方造籍年次との関連は未詳だが、尾張、近江、伊勢では弘仁十二年、因幡では弘仁十四年に班田が施行されている（虎尾俊哉「班田取授法の実施状況」『吉川弘文館』一九六一年）所収。

(22) 鈴木拓也氏前掲注(13) 論文。また一章二節で述べたように伊藤氏は、奈良時代から存在して身分台帳を前提として作成された可能性が高いとする（伊藤氏前掲注(10) 論文）。

(23) 虎尾俊哉氏によれば、班田収授法崩壊期に入った延暦二十年以降、畿内では弘仁元年(八一〇) 天長五年(八二八) 元慶三年(八七九) 〓七年の三回、畿外諸国ではは延喜二年(九〇二) までに多くて五、六回班田が実施されたとされる。

問題の常陸国には残念ながら班田関係の史料は残存していないが、「唯一種の史料によって班田施行の大勢をうかがうに足る」隣国の上野国においては弘仁二年(八一二) 天長五年(八二八) 仁寿元年(八五二) 齊衡二年(八五五) 〓三年(八五六) 貞観七年(八六五) 仁和元年(八八九) の六回班田が施行されたことが判明している(虎尾俊哉氏前掲注(21) 論文)。よって、申請時から六年前の弘仁二年(八一二) 近辺で隣国の上野国と同様に常陸国においても班田が施行されていた可能性はある。

(24) 天長期に西海道北部で富豪として活動する俘囚については、永田一氏の研究報告「西海道俘囚の再検討」(第一〇七回史学会大会報告。『史学雑誌』一一九編第一号(二〇一〇年) に要旨所収) がある。

(25) 肥前国に残る校班田関連を示す史料は、承和八年(八四二) 前後の班田と元慶五年(八八一) 校班手續の改定申請および許可の史料の二点のみである(虎尾俊哉氏前掲注(21) 論文)。

(26) 多嶺、壹岐では大同二年(八〇七) 伊勢は大同四年(八〇七) 畿内では弘仁元年(八一〇) 上野は弘仁二年(八一二) 阿波は弘仁三年(八一三) 尾張、近江、伊勢は弘仁十二年(八二二) 因幡は弘仁十四年(八三三) の班田施行が知られる(虎尾俊哉氏前掲注(21) 論文)。

(27) 実際、この頒示された禄などの給付が十世紀初頭の『延喜式』に至って尚、全国の俘囚料として計上されて継続していき、結果的に移配蝦夷(俘囚)を公民とは別の税体系身分、その意味で公民になり得ない存在と為すに結びつけることにもなった。

(28) またこの時期、「教化」策以外の移配蝦夷(俘囚) に対する重要な施策として、弘仁四年二月戊申、飢饉の際に俘囚にも賑給を定める公民同等の福祉策が令されている(『日本後紀』同日条)。

(29) 蝦夷の朝貢は光仁天皇の宝龜五年(七七四) 正月に同年から始まる三十八年戦争に際する処置として、停止措置が取られていた。

(30) 『続日本紀』延暦十一年十一月甲寅条。

(31) 『日本後紀』弘仁二年閏十二月辛丑条。

(32) 近畿周辺の移配地からの参会はやがて近江在住の二氏(宇漢米公と爾散南公) による参会に移行する。弓野正武氏によると、少なくとも十世紀には阿氏による形となり儀式書に「俘囚見参」として記述されて年中行事化。十一世紀初めには形骸化し、平安末期十二世紀後半には消失に至るといふ(弓野正武『「俘囚見参」考』『古代文化』二六八、一九八一年)。

(33) 本文中に典故とした条文では経緯が記されていないが、三日前に播磨介、備前介、備中守、筑前介、筑後守、肥前介、肥後守、豊前介らを専当官として任じた勅(弘仁四年十一月庚午条『類聚国史』卷一九〇風俗俘囚) で経緯と職務が示されている。

(34) 弘仁年間には特に国司に行政責任を負わせることを強く意識している時期である。弘仁五年七月の勅では、中国の能吏・百里崇が早天の徐州の刺史に着任するや天から甘雨が降った例を挙げて天災などに表れる禍福は国司に因るとしている(『日本後紀』弘仁五年七月庚午条)。天人相関思想に基づいて天災などに表れる天の意思を天皇治世の責任としていた奈良時代とは、大きく異なる姿勢が見られることは注目に値する。

(35) 鈴木拓也氏は、移配蝦夷は夷俘専当国司―夷俘長という組織下で支配されるようになったと指摘している(鈴木拓也氏前掲注(13) 論文)。

(36) 鈴木拓也氏前掲注(13) 論文。

(38) このほか弘仁八年(八一七) 弘仁十四年(八二三) に二名の吉弥侯部姓者の表彰記事がみえる(『類聚国史』卷五四節婦 弘仁八年閏四月戊子条、弘仁十四年三月甲戌条)。弘仁八年の記事には下野国芳賀郡の(俘囚ではなく)「人」吉弥侯部道足の女と見え、同郡少領下野公豊継の妻とある。また弘仁十四年の記事は常陸国長幡部

福良の女むらで同郡吉弥侯部就忠の妻のものである。下野国常陸国など東国には俘囚とは別の吉弥侯部姓をもつ者も存在していたため、史料上俘囚と明確に判明する者以外は俘囚でない可能性がある。そのためこの二例は考察から外した。

- (39) 吉川忠夫「孝」『平凡社大百科事典』五巻（一九八四年）。中国の「孝」の概念についてはこれを参照にして記した。
- (40) 林秀一「孝経」『アジア歴史事典』三巻（平凡社、一九六〇年）。中国における「孝経」についてはこれを参照にして記した。
- (41) (42) 三浦国雄「礼」『世界大百科事典』三十巻（平凡社、一九八八年）。中国の「礼」の概念についてはこれを参照にして記した。
- (43) 大宝律令の頒布直後の詔に孝順者の戸を義家として表彰することが令されており（『続日本紀』大宝二年十月乙卯条）、賦役令17にも同内容が載る。また正史に個別の表彰記事が載る他、改元などの慶事に孝子順孫義夫節婦の表彰が行なわれたことが載る。
- (44) 賦役令17には孝子順孫義夫節婦の表彰の規定が記されている。
- (45) (46) (47) 大隅清陽「二 貴族政権への道」吉田孝大隅清陽・佐々木恵介「通史 九—一〇世紀の日本—平安京」『岩波講座日本通史 第五巻 古代四』（岩波書店、一九九五年）所収。
- (48) 『日本後紀』弘仁二年四月丙戌条 宮内卿正三位藤原朝臣雄友薨伝。
- (49) 『類聚国史』卷六六薨卒 弘仁十二年七月乙巳条 散位正四位上橘朝臣安麻呂卒伝。
- (50) 『類聚国史』卷六六薨卒 弘仁十三年八月癸酉条 相模守從四位下藤原朝臣友人卒伝。
- (51) 『日本紀略』天長二年閏七月丁亥条 彈正尹四品佐味親王薨伝。
- (52) 野村忠夫「桓武朝後半期の一・二の問題 — 延暦十四年十月八日格を中心に —」『古代学』十巻二三・四（一九六二年）。
- (53) 野村忠夫氏前掲注（52）論文、海野よし美・大津透「観学院小考 — 平安初期の氏の統合 —」『山梨大学教育学部研究報告』四十二（一九九二年）。
- (54) 海野よし美・大津透氏前掲注（53）論文。
- (55) 天長期の西海道北部俘囚の富裕化については、永田一氏前掲注（24）報告参照。
- (56) 『日本三代実録』貞観五年（八六三）五月十日丁丑条に常陸国久慈郡人丸子部妹人とともに「孝於父母」として表彰された「茨城郡俘囚吉弥侯酒田麻呂」の例がある。
- (57) 『続日本後紀』承和九年七月丁未条。
- (58) 吉川真司氏は「承和の変換」として、この時期の重要性を指摘されている（吉川真司「平安京」同編『平安京』日本の時代史五、吉川弘文館、二〇〇二年 所収）。